

Analysis of the relationship between moral normative consciousness and information moral of university students : Focus on free description about an image to an information moral

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-03-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 酒井, 郷平, 田中, 奈津子, 中村, 美智太郎 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00026351

大学生の道徳的規範意識と情報モラルの関連性の分析

—情報モラルへのイメージに関する自由記述を対象として—

酒井 郷平・田中 奈津子・中村 美智太郎

(東洋英和女学院大学国際社会学部) (静岡大学教育学部) (静岡大学教育学部)

Analysis of the relationship between moral normative consciousness and information moral of university students

: Focus on free description about an image to an information moral

Kyohei SAKAI, Natsuko TANAKA and Michitaro NAKAMURA

Abstract

The purpose of this study is to examine the significance in information society of moral normative consciousness and information moral of university students. Since progress of information society and the education's informatization has been accelerated, to have moral normative consciousness and information moral is inevitable. Thus, it is becoming more necessary to promote the ability of information's usage for those who participate in information society. Then, by analyzing the relationship between moral normative consciousness and information moral of university students based on the results of the questionnaire survey, normative consciousness issues and possibilities of information moral are considered. The results of this analysis indicate that the type of moral normative consciousness seem to provide differences in 'specific image to information moral' and in 'Awareness on the use of information equipment' of university students. Therefore, it can be said that university students should have opportunities to pick out information that is subjectively difficult to judge and to judge inappropriate information from the angle of the third person.

キーワード：規範意識 情報モラル 大学生 テキストマイニング 教員養成

1. はじめに——情報モラルを定義することの難しさとその必要性

本論文では、これからの情報化社会を担う者の道徳的規範意識の涵養について教育はどのように応答することが可能かという問いに基づいて考察を行う。ここでの「道徳的規範意識」とは、さしあたり「～である」という事実判断とは切り離されて成立する「～すべきである」という判断・意識のことを指す。小規模な村や共同体ではなく、多様な個人が入り混じって構成されるより大きな社会では、一定の規則を設定して衝突やトラブルを避けられるような仕組みを取り入れている。デュルケム (1971) らのように、この規範を社会規範として、いわば改めて「事実」化して道徳を捉え直す立場においては、社会を単に個人の集合体とみなすのではなく、個人であるという状態と、そうした諸個人が連帯した状態とが並立的に存在したものとみなすことができる。こうした立場に立てば、個人ごとに異なる行動様式としての習慣を一般化するのではなく、そうした個人的習慣を保ちながらも、より拘束力の強い集団的な行動様式としての慣習や、場合によってはより実定的な規範を、いかにして同時に成立させるかが課題となる。しかしながらこの枠組は、まさにある時点でのデュルケムがそうであるように、社

会規範を受け入れることが個人の道徳化につながると帰結する可能性もある。渡邊 (1998) が指摘するように、この帰結の問題は、個人と個人との関係、子ども同士の関係が除外され、協同的な側面が背景に退く点にある。社会化のプロセスそのものを不要とすることはできないにせよ、この帰結はそのままでは、他者と他者が社会を協同的に営んでいくという今日的な要請に応答することは難しいだろう。

情報モラルないし情報モラル教育という立場は、社会における規範を想定しながらも、その規範そのものを普遍的で固定したものと捉えるのではなく、テクノロジーやネットワークの進展に対応し続けていくものと捉える点で、こうした道徳的規範の立場が持つ課題に対応するものであると位置づけることができる。だが、他方で情報モラルそのものを定義づけることは、相対的に難しいという特徴がある。その必要性は否定しようがないものの、社会が「情報化社会」としての性質を加速度的に強めていくに従って、ますますそれを規定することは難しくなる。同時に、そうであるからこそ、道徳的規範を個人の内に社会化するという構造をではなく、状況の変化に応じてその都度モラルを協同的に創造していくという構造を、しかも道徳的規範と並立的に、実現していく必要がある。

こうした観点に立ち、本論文では特に「情報モラル」の視点を軸としながら、初等教育・中等教育段階における道徳教育と高等教育段階におけるモラル・倫理教育との架橋可能性を探ることを目指しながら、道徳的規範意識と情報モラルとの関連性という問いに、以下の手順で光を当てる。まず、次節において情報化社会の現状と教育的課題について描出し、学校教育における対応という側面から研究の背景を明らかにする。次に、特に大学生を対象としたこれまでの調査研究による知見を整理しながら、大学生の規範意識による情報モラルのイメージに差異が生じる可能性について考察を加える前提について論じる。これをもとに、大学生を対象として実施した質問紙調査の内容と調査結果の考察を行う。この際、特に質問紙調査結果における自由記述に着目しながら、道徳的規範尺度への回答結果に基づいて得られる、情報モラルへのイメージの差異という問題について検討を加える。以上を通じて、大学生の道徳的規範意識と情報モラルの関連性についての問いに応答することを試みる。

2. 情報化社会の現状と教育的課題

情報化社会の加速度的な進展に伴い、情報化社会に参画することができる教育の必要性も増している。今日の情報化社会は、主に情報技術（IT）や情報通信技術（ICT）の進歩によってもたらされるが、「社会」という視点に立つとき、法やコミュニティ、あるいはコミュニケーションのあり方もそれに伴って変化していかざるを得ないため、そこに生じた変化についての理解の獲得を共通の基盤として、「社会」を他者と協働しながら営んでいくことが求められている。とりわけ技術的進歩が目覚ましい現代にあっては、既存の社会への「参加」というよりは、望ましい社会をともに創造していく「参画」の態度が不可欠であると言える。この意味では、そうした主体は、情報に関わる技術やそれによってもたらされる様々な事象、技術的な帰結についての知識が豊富なごく一部の専門家集団に限られるものではなく、情報化社会に生きるすべての者が該当すると考えなければならない。この点で、道徳的規範意識に関わる教育は、情報化社会へ参画する資質・能力の育成にとって重要な基盤となり得るため、これを基盤とした情報をめぐる教育が行われる必要がある。

文部科学省（2011）においても、情報教育について（1）情報活用の実践力、（2）情報の科学的な理解、（3）情報社会に参画する態度の3点から構成される情報活用能力を育成することをめざして行われるものとし、特に（3）では「社会生活のなかで情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度」の育成

を目指すとしている。このことは、情報を活用したり、あるいは理解を深めたりするとともに、情報社会を創造していく態度が目指されていることを示している。

3. 初等・中等教育段階と高等教育段階との架橋問題

「教育の情報化」それ自体の重要性については、1985年における臨時教育審議会第1次答申で言及され、翌1986年の第2次答申では、情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的な資質が、読み・書き・算盤に並ぶ基礎・基本と位置づけられたことで、平成元年版の学習指導要領では中学校技術・家庭科の選択領域として「情報基礎」の新設を導き、後に「情報とコンピュータ」として必修化された。現行の『中学校学習指導要領』における「技術分野」では「D 情報の技術」として、特に「A 情報の表現、記録、計算、通信の特性等の原理・法則と、情報のデジタル化や処理の自動化、システム化、情報セキュリティ等に関わる基礎的な技術の仕組み及び情報モラルの必要性について理解すること」が図られることとされ、その重要性は科目の中に位置づけられている。

また、義務教育段階でも、高等学校段階と同様に、情報教育として情報モラル教育も行われている。例えば、技術・家庭科だけでなく、2018年度の小学校に続いて2019年度より中学校においても教科化が完全実施される「特別な教科 道徳」（以下「道徳科」とする）においては、情報モラルに関する指導が特に重点化されている。『小学校学習指導要領解説 特別な教科 道徳』では、「指導の配慮事項」として「情報モラルと現代的な課題に関する指導」が挙げられている（文部科学省（2017a））。ここでの「現代的な課題」とは、「食育、健康教育、消費者教育、防災教育、福祉に関する教育、法教育、社会参画に関する教育、伝統文化教育、国際理解教育、キャリア教育」などを指すが、これとは別個に「情報モラル」が取り上げられ、指導の際の重点事項とされていることから、情報モラル教育の強調が一層浮き彫りになっている。

ここでは「情報モラル」は「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」と規定され、「情報社会の倫理、法の理解と遵守、安全への知恵、情報セキュリティ、公共的なネットワーク」がその内容として挙げられている。道徳科においては、とりわけ「情報社会の倫理、法の理解と遵守」を中心として、道徳科で設定される道徳的諸価値との関連において理解を深めるものと位置づけられていることには注意が必要である。すなわち、道徳科では単に情報機器の使い方やインターネットの操作といった具体的な練習に主眼を置くものではない。このことは、小学校及び中学校段階において、児童・生徒が自己を見つめ、人間

形成を図ることが目指されるという道徳科の特徴を踏まえたものであるが、ここには情報化社会の一員として、その構成に主体的に参画していくことが期待されているとみることができる。なおこの小学校版の基本的な内容は、中学校版の学習指導要領と共有されるものである。

情報モラル教育における教材開発や授業の実践が促進される契機となったのは、2004年に発生した、いわゆる「佐世保小6女児同級生殺人事件」であるとみることができる。この事件は、小学校を舞台にネット上の書き込みに関するやりとりをきっかけにして、学校で同級生の女児にカッターナイフで切りつけて死亡させたというものであり、小学生が学校の教室において同級生を殺害した初めての事件であるとされる。こうしたインターネット上の文字のみによるコミュニケーションにおいては、対面でのコミュニケーションと比較して相手の表情や口調、細かいニュアンスといった情報を正確に把握することは難しいため、得られる情報が少ないという状況下で、欠けている情報を自ら補いながら理解する能力が必要である。ともすれば、個人的な感情や思い込みが増幅される傾向にあるネット上のやりとりにおいてトラブルを完全に回避することは大人にとっても容易ではなく、ここに、道徳的規範意識や情報モラルに関わる教育の単なる充実のみによっては解決が困難であるという課題を指摘することができる。

こうした道徳的諸価値についての理解や情報モラルに関わる教育に加えて、情報活用能力にも目を向けておく必要がある。2013年から2014年にかけて実施された文部科学省による情報活用能力調査によれば、小学校及び中学校段階のいずれについても、子どもが実生活において情報を得る手段としてICTを活用している割合はおよそ6割であるとされる（文部科学省（2017b））。この傾向はますます上昇していくことが見込まれるが、この調査では、小学生は「自分に関する個人情報の保護については理解しているが、他人の写真やインターネット上に無断公表するなどの他人の情報の取り扱いについての理解に課題がある」とされ、また中学生についても「不正請求メールの危険性への対処についての理解に課題がある」と分析されている。これらはいずれも、情報活用能力の3観点のうち「情報社会に参画する態度」に関わるものである。こうした分析から看取されるように、「他者の情報の取り扱い」や「不正請求」といった、情報化社会に特徴的で具体的な対応が、情報モラル教育の重要な課題である続けることは間違いないが、この「情報社会に参画する態度」は、人間の生き方や社会への関わり方と本質的に重なり合う部分であり、この意味では、先に確認した道徳的諸価値や情報モラルに関わる教育における課題と問題圏を共有するものである。

このように、初等教育・前期中等教育段階における道徳教育や情報モラル教育では、情報社会への参画や道徳的諸価値との関連で人間形成に重きが置かれていることに特徴がある。後期中等教育段階である高等学校との接続という観点では、「主体的・対話的で深い学び」が挙げられるが、情報活用能力は『高等学校学習指導要領解説 情報編』において「言語能力と問題発見・解決能力等とともに生徒の発達の段階を考慮し、各教科・科目等の特質を生かし、教科等横断的な視点に立って育成するもの」とされている（文部科学省（2018））。特にスマートフォンやSNSの急速な普及により、これらに関連したトラブルが増大しているという現状もあり、情報技術が急速に進化していく時代状況にふさわしい情報モラルを身につけていくことが求められている。中学校との接続という観点では、中学校までの発達段階に応じた、情報モラルを含む情報活用能力を身につけていることを前提として、義務教育段階において身につけてきた情報活用能力について、教師は事前にその内容とレベルを的確に把握した上で、共通教科情報科の指導に生かす必要があると指摘されている。

このように、高等学校までの情報モラルに関わる教育では、道徳的規範意識にしても情報モラルにしても、発達段階接続が意図されたものとして構造化されているように思われる。これに対して、高等教育段階では、どのような教育がなされるのだろうか。大学生や専門学校生等の段階を対象とした研究の知見のうち、利用者である学生が、ある種の専門性を前提として進路やキャリアを選択する場合における情報機器の適切な活用・運用について考察される点が注目される。岡田（2014）は、実際のネット・トラブルを分析することを通じて、大学新入生に対する初年次教育のひとつとして実施される科目だけでは十分ではないと正しく指摘し、卒業までにキャリア教育など多様な機会を通じて、「知識を与えることに終始」することなく「実際に社会に出た時に仕事などに役立つかどうか」という視点から実質的に行われるべきだと主張する。ここでのネット・トラブルとは、「嫌がらせメール」「ウイルス」「架空請求」「オークションでの詐欺」「ID、パスワードの盗難」といったものが挙げられているが、こうした問題や被害を認知しているにもかかわらず、誰にも相談しない傾向が強く見られることが指摘されている。これらの知見からは、どちらかといえば「知識」に重きを置くような、トラブルの未然防止や適切な対応に関わる教育だけでなく、情報化社会への理解そのものを深めることを前提として、より早期での情報倫理教育をその都度新しい状況に対応しながら、繰り返し、しかも多様な機会を通じて行う、より包括的な「自らの生き方」に関わる教育の重要性が示唆されている。だが他方で、高等学校までの道徳的規範意識

や情報モラルといった視点は後景に退き、それを継続的に取り扱い、それらに関わる能力の成長・発達を支援するという点については、おそらくは高等教育としての専門性を担保するという教育機関としての特徴そのものの持つ性質等に起因して、それを専門的に身につけることをポリシーに据えた専攻・専修ではない限りは、触れられない傾向にある。言い換えれば、高等学校までの教育に依存している状況であるとも言える。ここに、情報化社会の進展のスピードや、それに応じた情報モラルの変容に対応することが困難であるという課題が潜んでいる。

ここまでの検討から明らかとなるのは、義務教育段階と高等教育段階をつなぐ発達段階的な視点の必要性である。そこで次節では、「大学生の道徳的規範意識」のあり方に目を向け、情報モラル教育を導きの糸とした架橋可能性を探ることを目指し、その前提となる議論と考察を行いたい。

4. 大学生の道徳的規範意識と情報モラルをめぐる 布置状況

2008年改訂の『学習指導要領』において、情報モラル教育が他教科と同様、道徳の時間でも指導されることが定められた。現在の大学生はこの方針の下、小・中・高等学校で情報モラル教育を受けてきており、彼らがどのような情報モラル意識をもっているかを評価するという事は、単に情報モラルが育成されたか否かの程度を判断するだけでなく、今後のより効果的な情報モラル教育のあり方を検討する際に示唆を与えるものとみなされる。

近年の「道徳の時間」教科化の流れの中で、情報モラル教育が道徳科で扱う重要な現代的課題の一つとして改めて位置づけられたことから、道徳科における情報モラル教育の可能性も検討されているが（酒井・田中・中村（2016））、それは道徳性を育成するという道徳教育の内容・目標と情報モラルを育成するという情報教育の内容・目標に親和性があるという前提によるものである。このような情報モラルと道徳性の関連性については、すでに複数の先行研究において指摘されている。

玉田ら（2004）は、従来の心情重視型やルール重視型の情報モラル教育の限界を指摘し、より効果的な指導方法の開発のためには個々の学習者に応じた教材や指導法を選択することが必要であるとし、学習者ごとの道徳的規範知識の程度を認識し、学習者を類型化することで、それぞれに適した事例教材を選択することができるとした。そして、事例教材の検討のために短大生の道徳的規範知識と情報モラルの事例判断との関連を調査した結果、前者の程度が後者と相関関係にあることを明らかにした。

三宅（2006）は、インターネット利用率の高まりに

伴い生じるトラブルを問題視し、情報倫理意識と道徳的規範意識の関係について、玉田ら（2004）の成果を踏襲しながら、中学生から大学生までというより広い範囲で実態調査を行い、両意識が相関的に向上する可能性を明らかにした。

玉田ら（2004）や三宅（2006）によって道徳的規範意識が情報モラルに与える影響は指摘されているが、宮川・森山（2011）は、両者の関係性について改めて、『中学校学習指導要領解説 総則編』（文部科学省（2008））に示されている情報モラル教育の具体的な3つの内容と明示的に対応させることで道徳の時間と情報モラル教育の連携のあり方を検討している。調査に際し、道徳的規範意識については玉田ら（2004）の作成した道徳的規範尺度を援用したものの、情報モラル意識尺度については『学習指導要領解説 総則編』で示された情報モラル教育の具体的な内容を反映した項目を設定している。結果として、前述の2つの先行研究と同様、道徳的規範意識が情報モラルに対する意識の形成に影響していることを明らかにし、道徳の時間で扱う価値項目と情報モラルの指導時期を合わせたり、有機的な関連性をもたせた指導計画を立案したりするなどの具体的な方策を提示した。

また、情報モラル意識の形成の要因を情動制御（阪東・宮川・森（2015））や社会的自己制御（阪東・市原・宮川・森（2015））、自尊感情・他者理解力（阪東・市原・森（2014a））、個人内特性（阪東・市原・森（2014b））との影響関係から検討する先行研究もある。いずれにおいても、宮川・森山（2011）と同様、2008年版の『学習指導要領』で示された情報モラル教育の具体的な内容の枠組みに沿った指導方法を検討するという立場であり、大学生に対する質問紙調査においても宮川・森山（2011）の作成した情報モラル意識尺度を採用している。

ここまで見てきたように、情報モラルは2008年版の『学習指導要領』以来道徳教育の一環と捉えられ、新しい学習指導要領のもとでも道徳科で扱う現代的課題の一つとして引き続き重視されていることから、道徳性との関連を検討することは道徳教育・情報モラル教育の両者にとって有益であると考えられる。

いずれの先行研究もよりよい情報モラル教育のあり方を検討・提案することを目的としており、そのために道徳教育の蓄積を活用するべく、道徳的規範意識と情報モラル意識との関係性を分析している。情動制御や自尊感情、他者理解力などが情報モラル意識形成に影響を与えるという解釈にしても、情報モラルそのものではなく、外部からの影響関係という観点からの検討が中心となっている。

このような情報モラル形成に与える外からの影響の1つとして、情報モラル教育に対する認識のズレが情報モラル育成の障害となっていることが示唆されてい

る。玉田（2013）は情報モラルの学習者（大学生）と指導者（現職の小・中・高等学校教員）を対象に質問紙調査を行った結果、それぞれが情報モラル教育として指導すべきであると考える内容にズレが生じていることを明らかにしている。そして、この意識のズレが生じる要因を探ることが情報モラル教育改善の課題であるとしている。

これに関連して、小・中・高等学校で学習した内容と現状の情報をとりまく環境のズレが情報モラルの適切な活用を阻むことも指摘されている。勝谷ら（2017）は、現在の大学生は、小・中・高等学校と情報モラル教育を受けて来ているものの、現状は学習時と環境が大きく変わっており、そのためそれまでに身につけた情報モラルをうまく活用できないとし、また、学生の置かれた環境による意識差がコピー問題などの情報モラルに関わる問題にも影響するとしている。こうした様々な差も含め、大学生の現状を踏まえた情報モラル教育の必要性が主張されている。

このような学習者と指導者との情報モラル教育の内容に対する意識差、情報をめぐる環境の時代による差、学習者が置かれた環境による意識差に加え、「情報モラル」そのものに対しても学習者と指導者、あるいは学習者個々の間にも認識の差やズレが生じている可能性がある。本研究では先行研究で明らかとなった様々な意識差を踏まえ、これまで情報モラル教育を受けてきた大学生がもつ「情報モラルに対するイメージ」を調査することで、従来とは異なる視点から道徳性と情報モラルの関連性について明示し、大学生の情報モラル育成について検討することとする。特に、教員養成課程に在籍する大学生を調査対象とすることは、彼らが将来の情報モラル教育を担う存在であることを鑑みれば有意義であると言えるだろう。

ところで、第1節でも述べたように「情報モラル」という用語や考え方については、定義の難しさがある。しかし、管見の限り先行研究においては、それは学習指導要領で用いられている用語としてそのまま受け入れられており、こうしたイメージを問うことは目的とされていない。宮川・森山（2011）において、「情報モラルに対する意識」「情報モラル意識」という類似する用語が用いられているが、それは、学習指導要領で定められた情報モラル教育の3つの具体的な内容——すなわち、情報社会での行動に責任を持つことができるか、情報を正しく安全に利用できるか、情報機器の使用と健康の関わりを理解できているか——について、自分はどれだけ達成できているかの「意識」であって、「情報モラル」という概念自体にどのような意識をもつかという意味では用いられていない。宮川・森山（2011）の作成した情報モラル意識を把握する尺度を用いた他の先行研究においても同様である。また、三宅（2006）は「情報倫理意識」という用語を用いて

いるが、これは「自己の情報の収集・表現・処理や他者への発信・伝達などの活動に対し、個人の自主的な判断に基づいて内的規制を行い、適正な情報の収集や発信などの情報活動を主体的に行うことのできる意識」を指し、これも情報倫理自体を問う意味合いはない。

確かに、情報モラル教育は学習指導要領に定められた指導内容に沿って行われるものであるから、情報モラルの定義に疑問を抱くよりも、そこで示された具体的内容に応じて情報モラル意識を調査・検討することが、より充実した効果的な指導を行うための教材・指導方法の開発にとっては妥当であるだろう。しかし、先行研究が示すように情報モラルに関わる様々な意識差・ズレが情報モラルの育成や活用を阻害する可能性を考慮すると、これまで意識されてこなかった「情報モラル」に対するイメージやその差異を考察することは、情報モラル教育のあり方とともに情報モラルそのものもつ意味を補完することにつながるだろう。

5. 大学生を対象とした質問紙調査

5.1 調査概要

本研究では、A 県の国立大学及び B 県の私立大学の1年生 185 名（男子 58 名、女子 127 名）に対して質問紙調査を実施した。その内、記入漏れが認められた調査用紙を除き、183 名（男子 58 名、女子 125 名）の回答結果を分析対象とした。

5.2 質問紙の構成

質問紙調査の項目は、次の4つの大項目により構成した。

①道徳的規範尺度

道徳的規範意識を調査するため玉田ら（2004）が作成した「道徳的規範尺度」4 因子、全 34 項目（「思慮」8 項目、「節度」6 項目、「思いやり・礼儀」10 項目、「正義・規範」10 項目）を 4 件法（4 とてもあてはまる～1 全くあてはまらない）で設定した。この道徳的規範尺度は、妥当性・信頼性ともに十分な検証が行われており、作成にあたり短大生を対象とした調査結果を基としていることから、本調査の対象者に対しても十分に援用が可能であると判断した。

②ネット上の問題行動の自覚に関する項目

日常のネット利用における問題行動の自覚について調査をするため、酒井ら（2016）が作成した調査項目を参考に「ネット上の問題行動の自覚に関する項目」を設定した。この質問項目では、「自分は、スマートフォンや SNS を適切に使えていると思う」、「自分はスマートフォンや SNS を使うことにより、トラブルにあうと思う」、「自分が SNS に投稿した写真が原因で炎上する可能性があると思う」、「自分は『スマホ依存』や『ネット依存』だと思う」、「自分の SNS 利用により、人に嫌な思いをさせてしまうと思う」の全

項目を4件法(4とてもあてはまる～1全くあてはまらない)で設定した。

③ 日常の情報機器の利用時間

日常の情報機器の利用時間を調査するため、利用時間に関する質問項目を設定した。ここで指す「情報機器」として、我が国におけるスマートフォンの普及状況を勘案し、具体的に「スマートフォン・携帯電話」とすることとした。具体的には、内閣府(2018)の調査項目を参考とし、「あなたは1日にスマートフォン・携帯電話でインターネットをどれくらいの時間使いますか」という質問項目について、9件法(9時間以上, 8時間以上5時間未満, 7時間以上5時間未満, 6時間以上4時間未満, 5時間以上3時間未満, 4時間以上2時間未満, 3時間以上1時間未満, 2時間以上1時間未満, 1時間未満, 1時間未満, 1時間未満, 1時間未満)で設定した。

④ 情報モラルへのイメージに関する質問項目

情報モラルへのイメージについて調査するため、質問項目を設定した。本研究では、情報モラルについて文部科学省(2000)が提示している「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」といった定義的な側面ではなく、日常生活における具体的な場面や行動について調査することを目的としている。そのため、「情報モラル」という言葉自体から連想するイメージとともに、情報モラルの有無による日常行動への影響に関するイメージをどのように持っているかという点も考慮した。このとき、メディアによる情報モラルへの影響については、個人の経験や知識に基づくイメージであるため、調査対象として含めることとした。また、「情報モラル」という言葉自体、対象者が正確に理解していない可能性があるため、「モラル」という言葉に置きかえることとした。これらを踏まえ、「ネットやSNSの使い方として”モラルが無い”と思う人の特徴をできるだけ多く、具体的に記述してください。」という質問項目を設定し、自由記述により回答を得ることとした。

6. 調査結果と考察

6.1 道徳的規範尺度への回答結果

質問紙調査への回答結果のうち、①道徳的規範尺度への回答結果について、下位尺度得点を算出した。さらに、性別による下位尺度得点の差を検証するため男女それぞれの回答結果についてt検定を施した。これらの結果を表1に示す。

性別による下位尺度得点の差について、「思慮」の因子において1%水準($t(182)=2.74, **p<.01$)で有意差がみられた。また、「正義・規範」の因子において、5%水準($t(182)=2.17, n.s.$)で有意差がみられた。他方、「節度」の因子($t(182)=1.65, n.s.$)と「思いやり・礼儀」の因子($t(182)=1.85,$

$n.s.$)について有意差はみられなかった。

次に、道徳的規範尺度への回答結果に基づいた各項目の差異を分析するため群分けを行うこととした。群分けの手続きとして、分析対象とした183名の道徳的規範尺度全体の合計得点を算出したものを項目数(34項目)で割り、平均得点を算出した。その結果、回答者全体の道徳的規範尺度得点全体の平均得点は2.62であった。そこで、調査対象者個人について、道徳的規範尺度得点全体の平均点得点が2.62以上となった回答者を「尺度得点上位群」(93名)、2.62未満となった回答者を「尺度得点下位群」(90名)として分類した。

表1 道徳的規範尺度の下位尺度得点

因子名	性別	N	平均	SD	検定結果
思慮	全体	183	2.38	0.39	男子 <女子**
	男子	58	2.27	0.39	
	女子	125	2.43	0.37	
節度	全体	183	2.55	0.37	n.s.
	男子	58	2.49	0.37	
	女子	125	2.58	0.36	
思いやり ・ 礼儀	全体	183	2.64	0.28	n.s.
	男子	58	2.58	0.28	
	女子	125	2.66	0.28	
正義 ・ 規範	全体	183	2.90	0.35	男子 <女子*
	男子	58	2.82	0.40	
	女子	125	2.94	0.32	
$p^+<.10, p^*<.05, p^{**}<.01$					

6.2 道徳的規範意識尺度への回答結果による情報機器利用に関する自覚の差異の検討

「尺度得点上位群」及び「尺度得点下位群」について、情報機器の利用率の差を検討するためスマートフォン・携帯電話の使用時間に関する回答結果をt検定により分析した。その結果、「尺度得点上位群」の平均値5.89、「尺度得点下位群」の平均値5.84の両群に有意差は見られなかった($t(182)=0.18, n.s.$)。次に、ネット上の問題行動の自覚に関する項目について、「尺度得点上位群」と「尺度得点下位群」の回答結果をt検定により分析した。その結果を表2に示す。分析の結果、「自分は、スマートフォンやSNSを適切に使えていると思う」への回答結果について有意傾向がみられた($t(182)=1.92, p^+<.10$)。「自分はスマートフォンやSNSを使うことにより、トラブルに思う」と思う($t(182)=0.69, n.s.$)、「自分がSNSに投稿した写真が原因で炎上する可能性があると思う」($t(182)=1.92, 0.62$)、「自分は『スマホ依存』や『ネット依存』だと思う」($t(182)=0.30, n.s.$)、「自分のSNS利用により、人に嫌な思いをさせてしまうと思う」($t(182)=1.10, n.s.$)の項目については、

有意差はみられなかった。

この結果から、尺度得点上位群と尺度得点下位群において利用時間に有意差がみられなかったものの、上位群においては「スマートフォンや携帯電話を適切に使えていると思う」という項目について肯定的に捉える割合が多いことが明らかとなった。

質問項目	群	平均	SD	検定結果
適切に使えていると思う	上位	3.16	0.68	下位<上位 ⁺
	下位	2.97	0.69	
トラブルに あうと思う	上位	2.43	0.88	n. s.
	下位	2.34	0.80	
炎上する可能性 があると思う	上位	1.86	0.94	n. s.
	下位	1.78	0.86	
『スマホ依存』 や『ネット依 存』だと思 う	上位	2.81	0.90	n. s.
	下位	2.77	0.93	
人に嫌な思いを させてしま うと思 う	上位	1.89	0.80	n. s.
	下位	1.77	0.75	
p ⁺ <.10, p [*] <.05, p ^{**} <.01				

6.3 道徳的規範意識尺度への回答結果による情報モラルへのイメージの差異の検討

「尺度得点上位群」及び「尺度得点下位群」について、情報モラルへのイメージの差異の検討を行うため、「情報モラルへのイメージに関する質問項目」への回答についてテキストマイニングによる分析を施した。分析に使用した自由記述データの概要を表3に示す。

群	n	文の数	総抽出語数	異なり語数
尺度得点上位群	93	137	1754	522
尺度得点下位群	90	146	1077	360
計	183	283	2831	882

テキストマイニングを行う手続きとして、テキストマイニング用アプリケーションの KH Coder を使用した。このソフトは、回答の自由記述について、どの単語とどの単語がつながっているのかを分析し、示して

いる。円が大きいほど単語の頻出数が大きく、色が濃いほど共起ネットワークの中心に位置する。また、単語と単語をつないでいる線が太いほど、その単語間の共起が強いことを示している。本研究では単語の最小出現回数を4回に設定し、分析を行った。分析の結果を図1、図2に示す。

尺度得点上位群については、「気持ち」「考える」「気分」「悪い」「投稿」などの単語が文章の中心語句として位置づけられていることが明らかとなった。具体的な記述例としては、下記のような記述が見られた。

友人が見たらすぐに傷つくことを投稿したり、友人ではなくても、SNSを見た人が気持ちの悪い気分になってしまうような内容、本当ではない話を投稿し、誰かを傷つける内容を投稿する人はSNSの使い方としてのモラルがないと思う。
(下線筆者ら追記、以下同様)

具体的には名前を出していなくても、相手が特定できてしまうような悪口などを投稿する人や他の人のことを考えずに写真をのせる人。

尺度得点下位群については、「SNS」「写真」「悪口」などの単語が文章の中心語句として位置づけられていることが明らかとなった。具体的な記述例としては、下記のような記述が見られた。

プライバシーを侵害するような写真や情報を SNS に投稿する人。

嘘の情報を SNS に流す人や人の個人情報を SNS にあげる人、ネットや SNS の情報を信じて、その情報を拡散させる人。

両群を比較すると、尺度得点上位群については、情報モラルに起因するトラブルの加害者と被害者の双方の心的内面を捉えている記述が特徴的であるのに対して、尺度得点下位群については、「写真」「SNS」等の具体的な行為やツールが記述されていることが特徴として挙げられる。

他方、両群に共通する特徴として、「個人情報」に関する記述がみられたことが挙げられる。これらの結果から、尺度得点上位群と尺度得点下位群において情報モラルに起因するトラブルやその要因となる行為に関する知識量に大きな差はないと考えられる。しかしながら、今回の調査項目として設定した「ネットや SNS の使い方として“モラルが無い”と思う人の特徴」については、道徳的規範尺度の得点により着目する点が異なる可能性が考えられる。

とは有意義であるといえる。

7. 研究の成果と今後の課題

本研究では、情報モラルにおける義務教育段階と高等教育段階をつなぐ発達段階的な視点の必要性に着目し、大学生を対象とした調査を実施した。その結果、次の3点が研究の成果として挙げられる。

1 点目は、「情報モラルのイメージの差」に着目した調査研究を実施した点である。従来の情報モラルに関する研究では、効果的な指導を行うための教材・指導方法の開発を中心として研究が行われている。しかし、こうした指導において対象とする「情報モラル」の具体的なイメージが曖昧なまま指導を行っても、指導者と学習者や学習者同士の間で身につけるべきことがらにズレが生じてしまう可能性がある。そこで、本研究が行った情報モラルのイメージに着目した調査研究は、今後の情報モラル教育において新たな視点を提示する取り組みであるといえる。

2 点目は、道徳的規範尺度への回答結果の分析により、「情報モラルへの具体的なイメージ」に差が生じることを明らかとした点である。情報モラルへのイメージに差が生じるという仮説に対して、具体的に道徳的規範尺度への回答結果が要因の一つとなり得ると考えられる。特に、これまでは道徳的規範意識が低い学習者を想定して情報モラル教育が行われていたが、本研究により明らかとなった差を勘案すると、道徳的規範意識の高低に限らず、両者が混在するネット上の振る舞いにおいて、適切に行動できる能力や態度を身につけさせる指導が必要であることが示唆された。

3 点目は、道徳的規範尺度への回答により、「情報機器利用に関する自覚」に差がみられた点である。先行研究でも指摘されているように自身の問題行動を自覚する必要が情報モラルにおいて指摘されている。この自覚を促すためには個人だけではなく、他者とのかわりや社会との交流を通して、自己の振る舞いに対する正誤が認識されると考えられる。しかし、自己の振る舞いに対して周囲から誤ったフィードバックが生じると、こうした認識についても不適切になってしまう可能性がある。言い換えれば、日常において不適切な行動をとっている場合であっても学校や家庭、友人など周囲からの「承認」や「自己有用感」により、道徳的規範尺度への回答が肯定的になる可能性も考えられる。こうした可能性は、今後の情報モラルの指導方法においても留意されるべき点であろう。

他方、今後対応すべき課題も浮かび上がってきた。情報モラルへのイメージの差に影響を与える要因として、本研究では道徳的規範尺度による分析を実施したが、例えば年代や性差、トラブル経験による情報モラルへのイメージの差等、より多様な要因に着目した分析もさらに不可欠である。

また、情報モラルへのイメージの差を前提とした指導方法の確立も課題として挙げられる。先にも指摘したように、従来は道徳的規範意識が低い学習者が対象とされた指導が多く行われてきた傾向にあるが、今後はどのような学習者にとっても、他者との相互作用の中で、どのような振る舞いをすべきか、状況に応じたモラルのある振る舞いとは何かについて思考できる能力が求められる。このため、こうした視点からアプローチできるより包括的な教材の開発が必要となる。今後は、残されたこれらの課題に回答していくことが求められる。

謝辞

本研究の調査にご協力いただきました皆様に心から御礼申し上げます。

参考文献

- 阪東哲也・市原靖士・森山潤 (2014a) 「自他の権利尊重に関する情報モラルに影響する個人内特性の検討—自尊感情及び他者理解力に焦点を当てて」『教育情報研究』30(1), pp. 19-26
- 阪東哲也・市原靖士・森山潤 (2014b) 「大学生の健康維持に関する情報モラル意識と個人内特性との関連性の検討—情報機器使用時における身体的疲労への配慮及びインターネット依存傾向に着目して」『教育情報研究』31(1), pp. 25-32
- 阪東哲也・市原靖士・宮川洋一・森山潤 (2015) 「大学生の情報の安全な利用に関する情報モラル意識形成に対する社会的自己制御の影響」『教育情報研究』31(3), pp. 23-29
- 阪東哲也・宮川洋一・森山潤 (2015) 「大学生の情報モラル意識形成に対する情動制御水準の影響」『日本教育工学会論文誌』39, pp. 25-28
- E. デュルケム (1971) 『社会的分業論』田原音和訳、青木書店
- 石原一彦 (2011) 「情報モラル教育の変遷と情報モラル教材」『岐阜聖徳学園大学紀要 教育学部編』50, pp. 101-116
- 勝谷紀子・東るみ子・稲積宏誠 (2017) 「大学生の情報モラル教育：SNS の利用とコピペ問題に焦点を当てて」『青山インフォメーション・サイエンス』45(1), pp. 10-15
- 宮川洋一・森山潤 (2011) 「道徳的規範意識と情報モラルに対する意識との関係—中学校学習指導要領の解説『総則編』に示された情報モラルの考え方に基づいて」『日本教育工学会論文誌』35(1), pp. 73-82
- 三宅元子 (2006) 「中学・高校・大学生の情報倫理意識と道徳的規範意識の関係」『日本教育工学会論文誌』30(1), pp. 50-58

文部科学省 (2008) 『中学校学習指導要領解説 総則編』

文部科学省 (2011) 「教育の情報化ビジョン—21 世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/06/26/1305484_01_1.pdf (最終アクセス 2019 年 1 月 6 日)

文部科学省 (2017a) 『小学校学習指導要領解説 特別な教科 道徳』

文部科学省 (2017b) 『情報活用能力調査の概要』
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/03/24/1356195_1.pdf (最終アクセス 2019 年 1 月 6 日)

文部科学省 (2018) 『高等学校学習指導要領解説 情報編』

内閣府 (2018) 『平成 29 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果』
<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h29/net-jittai/pdf/sokuhou.pdf>
(最終アクセス 2018 年 12 月 20 日)

西川幸太・山岸芳夫 (2016) 「大学生の情報モラル教育における体験重視型指導の効果」『コンピュータ&エデュケーション』40, pp. 79-84

岡田由紀子 (2014) 「大学生に必要な情報倫理教育」, 『武庫川女子大学情報教育研究センター紀要』23 号, pp. 23-26

大貫和則・鈴木佳苗・波多野和彦 (2006) 「体験を重視した情報モラルを育成する授業と生徒の気づき」『情報メディア研究』4(1), pp. 95-101

酒井郷平・塩田真吾 (2016) 「トラブルにつながる行動の自覚を促す情報モラル授業の開発と評価—中学生のネットワークにおけるコミュニケーションに着目して」, 日本教育工学会論文誌 39 卷 (Suppl.), pp. 89-92

酒井郷平・田中奈津子・中村美智太郎 (2016) 「道徳教育の史的変遷と現代的課題：道徳科における情報モラル教育の可能性」『静岡大学教育学部研究報告 人文・社会・自然科学篇』67, pp. 105-119

玉田和恵・松田稔樹・遠藤信一 (2004) 「3 種の知識による情報モラル判断学習を実施するための道徳的規範尺度の作成とそれに基づく学習者の類型化」『教育システム情報学会誌』21 (4), pp. 331-342

玉田和恵 (2010) 「3 種の知識による情報モラル指導法開発の経緯と今後の展開」『情報と社会』20, 江戸川大学編, pp. 213-226

玉田和恵 (2013) 「指導者と学習者が考える情報モラル教育改善の課題」『情報と社会』23, 江戸川

大学編, 25-36

渡邊満 (1998) 「社会論的道徳教育論の課題と可能性」, 『生徒指導研究』第 9 号, pp. 3-13